

出席停止のお知らせ


保護者 殿

糸満市立高嶺小学校
学校長 嶺井 均

学校保健法第12条により、児童が伝染病にかかった場合、本人の休養と他人への蔓延をふせぐために出席停止(欠席扱いをしない)処置をとることになっています。

お子様が伝染病と医師から診断された場合、下記の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり休養させてください。

出席停止期間の基準は下記の通りです。

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症から、5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
風疹(三日はしか)	発症から、発疹が消失するまで
麻疹(はしか)	発症から、解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	発症から、耳下腺、顎下腺又舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	主治医が「伝染のおそれがない。」と認めるまで
その他伝染病 ()	

※ 病気が治る前に登校すると他の児童に感染することがありますので出席停止の期間はしっかり休ませてください。

※ 登校する時は出席停止解除願(右の用紙)を保護者で記入し、学校へ提出下さい。

お大事に……



糸満市立高嶺小学校
学校長 嶺井 均 殿

出席停止解除願

切
り
と
り
線

記の状況で欠席していました。

氏 名

間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

院 名

病気が治癒し、体温も平熱になりましたので登校させます

今日の体温 ()度

昨日の体温 ()度

一昨日の体温 ()度

平成 年 月 日

年 組

児童名

保護者名 印